

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和7年6月 12 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2400230 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2500007 号

第 1 結論

請求者の A 社における請求期間①の標準賞与額を 30 万円に訂正することが必要である。

請求期間①の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和 2 年 7 月 31 日
② 令和 2 年 12 月 28 日

私は、A 社から請求期間①及び②において、賞与の支払を受けたが、当該賞与に係る年金記録がないので、請求期間①及び②の賞与を記録してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された預金通帳、A 社における複数の同僚の令和 2 年 7 月分賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間①において事業主から 30 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者が事業主への照会を希望していないことから、事業主に対し、請求者に係る請求期間①の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出及び厚生年金保険料の納付について照会をすることができないが、事業主は、請求期間①

について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（令和2年8月24日日本年金機構B広域事務センター受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、請求者から提出された預金通帳、A社における複数の同僚の令和2年12月分慰労金明細書及び預金通帳により、請求者は、請求期間②において事業主から賞与の支払を受けたものと認められる。

しかしながら、請求者は、請求期間②の賞与明細書を所持しておらず、事業主への照会を希望していないことから、請求者に係る請求期間②の賞与支払額及び賞与からの厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、上記令和2年12月分慰労金明細書によると、支給欄に支給額は記載されているが、控除欄はすべて空欄で厚生年金保険料は控除されておらず、上記同僚の預金通帳によると、当該支給額と同額が振り込まれていることが確認できることから、請求者についても複数の同僚と同様に請求期間②の賞与から厚生年金保険料は控除されていないことがうかがえる。

さらに、請求者から提出された令和2年分給与所得の源泉徴収票によると、同年の社会保険料等の金額は確認できるが、請求者は、同年における各月の給与明細書を所持していないことから、請求期間②の厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2400240 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 2500001 号

第 1 結論

昭和 59 年 12 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 37 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年 12 月から昭和 61 年 3 月まで

私は、請求期間の国民年金保険料を A 県の B 村役場(当時)において昭和 60 年 4 月頃に一括で納付しているが、国の記録によると、請求期間の国民年金保険料が未納と記録されている。また、年金記録確認のため、年金事務所において請求期間当時の年金資料を確認したところ、住所を移したことがない C 県 D 市に転出と記載されていることから、第三者の年金記録と混同されているのではないかとと思うので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者に係る A 県 E 郡 B 村(現在は、A 県 E 郡 F 町)の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によると、請求期間のうち昭和 59 年 12 月の検認記録欄には、「国年」と記載されていることは確認できるが、国民年金保険料の納付年月日等の記載はなく、昭和 60 年 1 月以降の検認記録欄も空欄となっており、請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことは確認できない。

また、オンライン記録によると、請求者は、請求期間の後に A 県 G 市(現在は、A 県 H 市)、A 県 I 市及び A 県 J 市に住所変更していることが確認できるところ、H 市及び I 市は、いずれも保存期限経過のため、請求者に係る国民年金の被保険者記録及び保険料納付記録が確認できる資料は保管していない旨回答しており、J 市は、請求者に係る請求期間当時の国民年金の被保険者記録及び保険料納付記録は確認できない旨回答している。

さらに、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムによ

り、氏名検索を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者は、請求期間当時の年金資料に住所を移したことがないD市に転出と記載されている旨回答及び陳述しているところ、前述の請求者に係るB村の国民年金被保険者名簿によると、備考欄にD市に転出と記載されていることが確認できる。

しかしながら、F町は平成16年11月1日合併前の住民記録については保存期限を経過していることから保管しておらず、戸籍の附票等も確認できないため、請求者の昭和59年12月から平成4年9月までの住所について確認できず、上記被保険者名簿にD市に転出と記載されている理由は分からない旨回答している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2400242 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 2500002 号

第1 結論

昭和 58 年 7 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 38 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 7 月から昭和 61 年 3 月まで

私は、請求期間は大学生であり、母親が、実家のあった A 県 B 市の市役所で私の国民年金の加入手続をして請求期間の国民年金保険料を納付していたはずだが、国の記録によると請求期間は未加入期間となっているので、納付済期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、請求者の母親が B 市役所で行った旨回答しているところ、B 市から提出された請求者に係る除籍の附票によると、請求者は、請求期間を含む昭和 57 年 8 月 19 日から昭和 61 年 3 月 18 日までの期間は C 県 D 市、同月 19 日から昭和 62 年 4 月 7 日までの期間は A 県 E 郡 F 町に住所を定めていたことが確認でき、制度上、国民年金の加入手続は住所地の市町村役場で行うこととされていることから、母親が国民年金の加入手続を B 市で行い、請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者から提出された年金手帳及び請求者に係る B 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日は昭和 63 年 12 月 1 日、資格取得の受付月日は「63. 12. 13」と記載されており、オンライン記録における昭和 63 年 12 月 1 日の国民年金被保険者資格の取得処理が同月 27 日に行われたことが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続は同月頃に行われ、国民年金手帳記号番号は同月頃に払い出されたものと推認でき、この時点において、請求期間の国民年金保険料は、制度上、徴収する権利が時効により消滅

していることから納付することはできない。

さらに、請求者は、請求期間において大学生であったと陳述しているところ、請求期間当時、20 歳以上の学生は国民年金の任意加入対象者であり、任意加入被保険者は、国民年金の加入手続を行った日に国民年金被保険者資格を取得することとなるため、前述のとおり請求者に係る国民年金の加入手続が行われたと推認できる時点において、請求者は、昭和 58 年 7 月に遡って国民年金に任意加入することはできないことから、請求期間は未加入期間であり、未加入期間は国民年金保険料の納付書は発行されないため、請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、請求者の氏名及び生年月日により、社会保険オンラインシステムによる検索及び年金情報総合管理・照合システムによる請求期間を含む昭和 57 年 1 月 1 日から昭和 61 年 4 月 1 日までの期間における A 県管内及び C 県管内を対象とする検索を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関わっておらず、当該加入手続及び国民年金保険料を納付していたとする請求者の母親は既に亡くなっていることから、請求期間に係る国民年金保険料の納付状況等を確認することができない。

このほか、請求者及び請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。